

平成18年度監事監査に関する報告書

平成19年6月

京 都 大 学

監 事 原 潔

監 事 佐伯照道

目 次

はじめに	1
I 監事監査の概要	2
1. 監査計画の概要	2
2. 監査結果と意見	3
2. 1 監査結果	3
2. 2 定期監査結果の概要	3
2. 3 臨時監査結果の概要	4
2. 4 監査結果に基づく意見	4
3. 大学の自律的、自主的運営上の課題	6
II 監査計画	7
III 定期監査	10
1. 実施方法	10
2. 定期監査の結果	10
2. 1 業務監査	10
2. 1. 1 大学の管理運営について	
(1) 中期計画・年度計画の実施状況	
(2) 学内諸規程の整備状況	
(3) 業務の効率化の推進	
2. 1. 2 人事・労務について	
2. 1. 3 財務・会計について	
2. 1. 4 学生支援について	
2. 2 会計監査	14
(1) 決算（年次及び月次）の状況	
(2) 資金運用の状況	
(3) 有形固定資産の管理状況	
(4) 人件費・旅費の支給状況	
(5) 債権の管理状況	
IV 臨時監査	17
臨時監査の実施状況及び監査結果（テーマ別監査レポート）	17
監事レポート 06-1：国際貢献・国際交流に関する監査報告	17
監事レポート 06-2：学生支援に関する監査報告	20
監事レポート 06-3：環境マネジメントに関する監査報告	23
監事レポート 06-4：危機管理体制に関する監査報告	26
監事レポート 06-5：施設マネジメントに関する監査報告	30
監事レポート 06-6：産学連携・知的財産管理に関する監査報告	34
監事レポート 06-7：平成16年度及び平成17年度監事監査で述べた監事意見 への対応状況に関する監査報告	37
おわりに	40

はじめに

本報告書は、平成18年度の監事監査について取りまとめたものである。

大学業務を対象にした監査は、監事監査のみならず、会計監査人による監査、監査室監査さらには会計検査院検査とそれぞれ異なる立場、観点から実施されているが、いずれの監査も大学の内または外に向けて大学運営・業務の有効性、効率性、遵法性について監査を通じて説明する責任がある。そのため本報告書は、実施した監事監査の状況をできるだけ詳細に述べることによって京都大学の業務内容の実状と課題を説明しようとするものである。しかしながら京都大学の規模、業務の多様性からその全体を監査することは物理的に不可能であるので、本報告書で述べる監査結果は、京都大学の活動全体から抽出した業務と組織を対象にして定期監査と臨時監査として実施した結果の報告である。

監事監査は、過去3年間にわたってモニターしてきた業務及び会計に関する事項を年度末に総括する定期監査と特定のテーマを定めて実地調査を伴う臨時監査とに分けて実施した。

定期監査は、業務内容の課題とその経年的な変化を知るために主要会議への出席、重要書類の閲覧、担当理事、担当事務責任者との面談等によって実施した。

臨時監査は、過去2年の監査実績をもとに、そのフォローアップの状況と共に、国際交流、学生支援、環境保全、危機管理、施設マネジメント、産学連携・知的財産管理等の組織的な取組状況について実施した。特に国立大学の法人化に伴って新たに全学組織として京都大学に設立された国際交流推進機構、環境安全保健機構、国際イノベーション機構の活動状況と課題について重点的に監査した。

監査のスピードアップと実効性を高める試みとして月ごとにテーマを定め、その都度、監査結果を監事レポートとしてまとめ、総長、役員、部局長等に報告して監査に基づく意見について出来るだけ早い対応を求めた。その結果、各機構の組織や事務組織の見直し・再編等への取組のように年度途中から始まった事項や経費の必要な事案の多くは、京都大学重点事業アクションプラン2006-2009として策定された。

京都大学の伝統である「自由の学風」を継承・発展させるためには、国立大学法人化の目標の一つである大学運営の自律性、自主性を研究室、掛レベルから全学組織まであらゆる組織レベルで確立することが不可欠である。そのために本報告書が京都大学の自律性を高めるために役立つことを期待したい。

I 監事監査の概要

1. 監査計画の概要

本学が掲げる理念・目標を達成する観点から、業務の適正かつ効率的な運営に資するために次のような定期監査及び重点項目として臨時監査を実施した。

(1) 定期監査

対象	対象業務	監査の内容
業務監査	大学の運営状況	中期計画・年度計画の実施状況、学内諸規程の整備状況、管理運営の効率化の推進状況、危機管理体制の整備状況
	人事	労務管理、研修制度の実施状況
	財政	教育研究経費の執行状況、重点項目の達成状況 経費削減への具体的努力
	学生支援	学生支援サービスの実施状況
会計監査	決算	月次及び年次の状況
	資金運用・資産管理	運用・管理状況
	人件費・旅費	支給状況
	債権管理	管理状況

(2) 臨時監査

対象	監査対象業務	監査の内容
国際貢献・国際交流	国際交流事業	組織的取組状況
教育	学生支援	学習相談・生活相談、就職支援、課外活動支援等の組織的実施状況
環境保全	環境マネジメント	廃棄物、エネルギー消費、汚水、汚染物質等の環境影響要素の管理状況
危機管理	危機管理体制	災害、事故等における危機管理への組織的取組状況
施設活用	施設マネジメント	スペース、質、コスト面からの施設利用状況
研究	産学連携・知的財産	知財の創出・取得・管理・活用に対応した組織的取組状況
業務全般	平成16年度、平成17年度監事監査のフォローアップ	学生支援、事務改善、安全管理、個人情報保護等について指摘した事項への取組状況、内部統制

2. 監査結果と意見

2. 1 監査結果

国立大学法人京都大学監事監査規程及び平成18年度監事監査計画に基づき、業務及び会計について定期監査及び臨時監査を実施すると共に、会計監査人から決算に関する報告及び説明を受けた結果、

- (1) 業務の執行状況は、法人の掲げる理念・中期目標から見て、中期計画、年度計画に沿って、適正かつ効率的な運営に努めている。
- (2) 業務の実績に関する報告書は、実施状況を正しく表示している。
- (3) 財務諸表は、国立大学法人会計基準等に従い作成され、法人の財政状態及び運営状況を正しく表示している。
- (4) 決算報告書は、予算の区分に従い、決算の状況を正しく表示している。
- (5) 会計監査人の監査の方法及び結果は相当である。
- (6) その他、法令もしくは国立大学法人法に反する重大な事項はない。

と認められると判断した。

定期監査及び臨時監査の概要及びそれらに基づく具体的な意見を要約すると次のとおりである。

2. 2 定期監査結果の概要

年間を通じて主要な会議への陪席、書面の閲覧、業務担当責任者との面談等によって業務及び会計について監査した。

その結果、大学の運営は、中期目標、中期計画、年度計画に沿って実施されており、その進捗状況は、情報セキュリティに関するe-learningシステムによる教育・啓発活動の1項目でやや計画より遅れているのを除いて、自己点検評価結果と同様に「年度計画を順調に実施している」と判断できる。

平成18年度に大幅な事務組織改革・業務の見直しが実施され、引き続き事務改革の実質化が進行中であるが、改革実績の評価と共に、それに基づく新たな改善の継続が求められる。また、人事制度については、内部登用の拡大を始め、専門職の設定、年俸制の導入など職種、処遇の多様化が実施されたが、今後の働く教職員の意欲を高める観点からこうした新しい人事制度の枠組みをどのように拡大していくかについて数値目標を検討する必要がある。

多様な大学内の業務で組織間、部署間の連絡・連携が十分でない事例が本年も散見された。例えば火災や事故、労働災害等の報告が、担当部署への連絡・報告が遅れることにより、対外的な対応が遅れた事例が見られた。組織内で情報の共有・伝達をすることは、リスクを軽減し、拡大を防ぐために不可欠であり、各組織レベルで今一度そのあり方を検証・確認する必要がある。

危機管理における基本的な取組方針は策定されたが、非日常的な危機に対応する力を強化するには、取組方針に基づく危機管理マニュアルの早急な策定と消防訓練のような具体的なシナリオに基づく対応・連絡・連携訓練が必要である。

限られた予算枠で財政の重点配分の実施や学内融資制度の発足などによって新たな制度作りが進行している。特に、京都大学重点事業アクションプラン2006-2009が策定され、全学的な観点から重点的に資金を投入しつつあること、運営費交付金の削減に伴う影響を補うために、資金運用などによる自己収入増の努力がされていること等が評価できる。

決算の状況、資金運用の状況、有形固定資産の管理状況、人件費・旅費の支給状況及び債

権の管理状況については、担当者との面談及び会計監査人の報告の範囲内で、規程に基づき適切に業務が実施されていると判断できる。しかしながら、平成18年4月から実施された事務組織の改革に伴う経理担当組織の変更や旅費規程の改正に伴う支給状況の変化等に起因するリスクが増加する可能性の高い業務を始め、関係部署間の情報の伝達・共有など内部統制を一層強化することが望まれる。

2. 3 臨時監査結果の概要

2. 3. 1 臨時監査項目（重点項目）及び実施時期

平成18年度監事監査計画に基づき臨時監査として次の諸点について重点的に実施した。

- (1) 国際貢献・国際交流への組織的な取組状況
- (2) 学生に対する学習相談、生活相談、就職支援・経済的支援、課外活動等の組織的な取組状況
- (3) 環境マネジメントへの組織的な取組状況
- (4) 危機管理への組織的な取組状況
- (5) 施設マネジメントへの組織的な取組状況
- (6) 産学連携・知的財産管理への組織的な取組状況
- (7) 平成16年度及び平成17年度監事監査で述べた監事意見への対応状況

2. 3. 2 実施方法

臨時監査は、重点事項を所管する関係部局等について実地監査及び関連資料を基に実施した。本年度は、監査の実効性を高めるためにテーマ毎に次の手順で実施した。

- (1) 第1ステップとして対象部局に監査項目、内容について事前照会を行い、関連資料の提出、準備を求めた。
- (2) 第2ステップとして、事前照会結果等を基に、監事を含む監査員が対象部局等を訪問し、実地に現状、課題等について業務責任者及び担当者に対してヒアリングを実施した。
- (3) 監査報告の作成に際して、聴取した内容の当否について確認を求めた。
- (4) 確認された内容及び関連資料を基に、テーマ毎に監事レポートとして総長、役員懇談会、部局長会議に報告し、京都大学ホームページ上で公開した。

2. 3. 3 監事レポート

各監事レポートは、1. 主な監査項目 2. 監査対象部局等 3. 監査の方法、4. 監査結果 5. 監査に基づく意見で構成している。各テーマに関する業務状況を要約し、臨時監査に基づく意見の詳細とその根拠を述べている。テーマごとの監事レポートは、本報告書のIV章に掲載している。

2. 4 監査結果に基づく意見

定期監査及び臨時監査の結果の詳細は次章以降に詳述するが、定期監査及び臨時監査結果に基づいて業務の効率性、有効性の観点から業務の改善に関する意見は、次の諸項目である。

意見1 国際貢献・国際交流への組織的な取組状況について

- (1) 国際交流推進機構の設立目的に沿う活動をするために組織の見直し・再編の必要性

(2) 京都大学独自の支援の仕組みの構築と共に支援サービスの見直し・改善

- ① 宿舎整備計画の具体化
- ② 経済的支援の促進
- ③ チューター制度の見直し
- ④ 留学生等へのアンケート調査結果の有効活用

意見2 学生に対する学習相談、生活相談、就職支援・経済的支援、課外活動支援の実施状況について

- (1) 学生支援に関する組織的目標の設定と資金等の具体化
- (2) 学生のニーズ調査を活用した学生支援策の具体化
- (3) 教務情報システムの全学展開と学生用情報の一元化
- (4) 学生用諸施設の整備計画の策定
- (5) 事務業務へのTA、RA制度に準じた学生の学内雇用の促進

意見3 環境マネジメントへの組織的な取組状況について

- (1) 環境安全保健機構における実施機能の強化
- (2) 環境マネジメントの目標設定、実施組織の一元化と環境監査の必要性
- (3) 排水汚染物質への早期の対応
- (4) 環境対応キャンパスへの計画的な研修と投資

意見4 危機管理への組織的な取組状況について

- (1) 実効性のある危機管理へ向けた構成員間で共通した理解の促進
- (2) 災害時における現場を重視したチームベースの危機管理体制の構築
- (3) 危機管理体制の整備
 - ① 危機管理専任組織の必要性
 - ② 危機管理に関する諸規程の見直し
 - ③ 危機管理統計とその分析
- (4) 学外との連携体制の構築

意見5 施設マネジメントへの組織的な取組状況について

- (1) 施設マネジメントへの共通理解
- (2) 全学共用スペースの活用方法の見直し
- (3) 施設の維持管理方式の見直し
- (4) 施設マネジメントに係る内部統制の改善

意見6 産学連携・知的財産管理への組織的な取組状況について

- (1) 産学連携推進組織の再編の必要性
- (2) 産学連携推進のための基盤的人員と経費の確保
- (3) 有期雇用教職員の処遇改善
- (4) 特許の取り扱い方式の見直し

意見7 平成16年度及び平成17年度監事監査報告書に係る対応状況について

- (1) 課題解決への道筋の明確化

- (2) 課題解決へのスピードアップ
- (3) 具体的な企画・提案の必要性
- (4) 柔軟な学生雇用制度の実現

3. 大学の自律的、自主的運営上の課題

(1) 引き続き実効性のある業務の改善・改革の推進

平成16年度監事監査で指摘してきた業務の簡素化、効率化について、平成18年4月から事務本部組織の大幅な再編、業務の見直しが実施され、引き続き業務改革の実質化へ向けた取組が行われている。各組織のミッションや業務実施に関する基本方針が決まっても、その実現には、組織レベル毎に職員一人一人が担当する日々の業務の実施途上で、課題を発見し、それを提起して、組織として改善を積み重ねて行くことが“カイゼン”活動の原点である。若手職員の勉強会が提起した業務改善策のような業務の実施現場からの改善意見をくみ上げ、それを組織的に解決・実施していく意識と仕組みの実質化が求められる。また部局の事務組織改革も部局の裁量に委ねられる事項が設けられたので、今後は、部局の特性に応じた部局事務機能の改革が行われることが期待される。

(2) 業務の実施上の課題の具体化

国立大学法人における中期計画、年度計画の実施状況は、多くの時間と労力をかけて毎年度、業務の実績に関する報告書として全学的にとりまとめられ、公表されている。しかしながらその自己評価結果が、「年度計画を十分に実施している」であっても実施上で全学に共通した課題や部局固有の課題が残っているのが常である。「評価」のための「評価」でなく「改善」のための「評価」であるためにも、こうした課題を具体的に認識・共有して次年度以降の年度計画の中で改革・改善に取り組むことが必要である。計画、実施、点検評価、さらにそれに基づく改善が連動して初めてPDCAサイクルが機能しているといえる。年度当初に取組むべき業務分野別の課題リスト等を分かりやすい形にして全学的に周知し、取り組むことが求められる。

(3) 業務現場における自律性の強化

平成18年度にも、新聞、テレビ等のマスコミで報道されたように本学の教員が関わる不祥事が何件か生じた。その原点は、関わった個人の資質、モラルであるとはいえ、組織としてその再発防止のための内部統制機能の一層の充実が求められるのではないかと。

不祥事につながるリスクだけでなく、あらゆるリスクを如何に小さくするか、組織のそれぞれのレベルで業務の実施状況についてチームとしてどの程度把握できているかに関わっている。担当者数、業務範囲が広がるほど実態が見えにくくなるので、教育研究・運営等の業務の実施現場、つまり研究室レベル、事務掛レベルでチームとして実施状況や実施上の課題、苦情を把握し、迅速に対応する行動が求められる。個人的な問題とするのではなく、共に働くチーム内の問題として状況を認識し、リーダーや管理者レベルと連携して迅速に対応する風通しのよい仕組みが求められる。こうした業務現場における自律性こそが不祥事発生のリスクを小さくする原点である。

II 監査計画

1. 監査の基本方針

国立大学法人京都大学監事監査規程（平成16年5月25日制定）に基づいて、本学が掲げる理念・目標を達成する観点から本学業務について適正かつ効率的な運営に資するために監査室と連携して監事監査を実施する。

2. 監査事項及び重点項目

監査は、監事監査規程第5条に定める監査事項について実施する

2.1 業務の監査

(1) 大学の運営状況

- ① 中期目標・中期計画及び年度計画の実施状況
- ② 学内諸規程の整備状況、関係諸法令に基づく実施状況
- ③ 管理運営の効率化の推進状況
- ④ 施設等の活用状況
- ⑤ 環境保全・安全管理の実施状況

(2) 人事管理の適法性及び妥当性に関する事項

- ① 人事制度、人事政策の実施状況
- ② 労務管理（採用計画・評価・賃金・処遇）の実施状況
- ③ 研修制度（FD、学内研修、学外研修）の実施状況

(3) 財政

- ① 教育研究経費の執行状況
- ② 予算編成上の重点項目の達成状況
- ③ 経費削減への具体的な努力状況

(4) 学生支援

- ① 学生支援の実施状況

2.2 会計の監査

(1) 決算（年次および月次）の状況

- (2) 資金運用の状況
- (3) 資産の管理・活用状況
- (4) 人件費・旅費の支給状況
- (5) 債権の管理の実施状況

2.3 重点項目（臨時監査）

2.1の監査項目及びその関連業務のうち下記の項目について重点項目として臨時監査を実施する。（実施順）

- (1) 平成16年監事監査及び平成17年度監事監査で述べた監事意見への対応状況
- (2) 国際貢献・国際交流の組織的取組み状況
- (3) 学生に対する生活相談、就職支援・経済的支援・課外活動支援の実施状況
- (4) 環境マネジメントの組織的取組み状況
- (5) 危機管理への組織的取組み状況

- (6) 施設マネジメントの組織的取組み状況
- (7) 業務改善・組織改革に伴う内部統制の実施状況
- (8) 産学連携・知的財産管理に関する業務の組織的取組み状況

表1 平成18年度監事監査（重点項目）計画

（注）対象部局については、必要に応じて他の部局等についても実施する場合がある。

対象	監査対象業務	監査項目	実施時期	対象部局等
業務全般	平成16年度、平成17年度監事監査のフォローアップ	学生支援、事務改善、安全管理、個人情報保護等について指摘した事項への取組状況	通年	関係部局等
	業務改善・組織改革	内部統制の実施状況	12月	教育研究推進本部、経営企画本部
国際貢献・国際交流	国際交流事業	組織的取組み状況	6月	国際交流推進機構、国際交流センター、国際部
教育	学生支援	学習相談・生活相談、就職支援、課外活動支援等の組織的実施状況	7月	学生部、高等教育研究開発推進機構
環境保全	環境マネジメント	廃棄物、エネルギー消費、汚水、汚染物資等の環境影響要素の管理状況	9月	環境安全保健機構、施設・環境部、宇治キャンパス
危機管理	危機管理体制	災害、事故等における危機管理への組織的取組状況	10月	理学研究科、医学部附属病院、総務部
施設活用	施設マネジメント	スペース、質、コスト面からの施設利用状況	11月	施設・環境部、農学研究科
研究	産学連携・知的財産	知財の創出・取得・管理・活用に対応した組織的取組み状況	1月	国際イノベーション機構、研究推進部、医学研究科

3. 監査の対象部局

監事監査規程第5条に定める監査事項について関連する教育研究推進本部、経営企画本部および全部局等の業務について定期監査を実施し、表1のように臨時監査は重点事項を所管する関係部局等について行う。

4. 監査の方法

定期監査は、役員会、役員懇談会、経営協議会、教育研究評議会等の主要な会議に陪席すると共に、書面および担当責任者へのヒアリングによって実施する。臨時監査は、書面、担当責任者へのヒアリングおよび実地監査によって実施する。事前に被監査対象部局等と日程等について調整する。両監査共に監査室と連携して実施する。

5. 監査の実施期間（表1参照）

(1) 業務監査

定期監査	6月－3月	適宜実施
臨時監査	6月－1月	原則として重点監査項目ごとに実施する

(2) 会計監査

決算終了後の平成19年6月初旬に実施

6. 監査報告書の作成

監査報告書	平成19年6月
臨時監査報告	監査項目毎に臨時監査終了後、監事レポートとして報告

7. 監査従事者

監査項目に応じて監査室と共同して実施する

Ⅲ 定期監査

1. 実施方法

定期監査の業務監査については、平成18年度国立大学法人京都大学監事監査計画に基づき、年度内に開催された役員会、役員懇談会、経営協議会、教育研究評議会等の主要な会議の殆どすべてに出席し、審議経過及びその結果を確認すると共に、業務に関する重要な文書を閲覧した。また、平成19年3月下旬から6月中旬にかけて下記の監査事項について担当理事及び担当部責任者との面談及び説明書面によって実施した。特に会計監査については、会計監査人の監査及び棚卸し等に立ち会うと共に、その監査結果に基づいて実施した。

2. 定期監査の結果

2. 1 業務監査

2. 1. 1 大学の管理運営について

(1) 中期計画・年度計画の実施状況

大学の管理運営については、国立大学法人京都大学の平成18年度計画に記載された業務と共に、年度当初に総長から提案された企画・教育・研究・学生支援等に関する18分野50項目の検討課題についてそれぞれ担当する理事及び担当部局等のもとで業務が実施された。平成18年度計画について、全学レベル、各部局等レベルにおける実施状況を調査するために、昨年同様に12月初旬を締め切りにして実績、見込み調査が行われ、それらを取りまとめて、学内審議の後、平成18事業年度に係る業務の実績に関する報告書が作成された。

また中期計画・年度計画における項目のうち特に、平成16年度及び平成17年度の監事監査で指摘した事項へのフォローアップ状況、国際貢献・国際交流、学生支援、環境マネジメント、危機管理体制、産学連携・知的財産管理については、監事監査（臨時監査）として実地調査を行い、全学及び各部局等における状況を把握すると共に、いくつかの改善意見を述べた。

国立大学法人京都大学の中期目標は、

- I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標
- II 業務運営の改善・効率化に関する目標
- III 財務内容の改善に関する目標
- IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標
- V その他業務運営に関する重要目標

の大項目ごとに中項目、小項目の3階層で構成されている。昨年度同様に全学レベル及び部局レベルにおける自己点検・評価活動の結果、1項目を除いて「年度計画が順調に実施されている」ことが検証された。

自己判定の評価は、

- A：年度計画を上回って実施している
- B：年度計画を十分に実施している
- C：年度計画を十分には実施していない
- D：年度計画を実施していない
- E：その他（根拠データが整理されていない等により自己判定できないなど）

の5段階で実施されている。平成18年度計画の小項目（283項目）毎の自己判定結果をみると、B段階（年度計画を順調に実施している）が282項目であり、C段階（年度計

画を十分実施できていない) と評価している項目は、情報セキュリティに関する e-learning システムによる教育と啓発活動の1項目であった。これは取り組まれてはいるが、年度内に実施に至っていないものであり、早急な実施が期待される。この結果、本学における年度計画に基づく業務は自己点検評価結果で見える限り、順調に実施されていると判断できる。

全学及び各部局等における具体的な活動内容及び自己判定は、平成18事業年度に係る業務の実績に関する報告書に記載されているが、特に全学に係わる活動のうち組織改革等に関して検討・実施された主な具体的な内容は以下のとおりである。

(全学的な組織改革)

○平成18年度に設置された組織

- ・ 公共政策連携研究部・教育部
- ・ 経営管理研究部・教育部
- ・ 地域研究統合情報センター
- ・ 薬学部薬学科(6年制)・薬科学科(4年制(総合薬学科の改組))
- ・ 学問分野を横断する教育ユニット：ナノメディシン融合教育ユニット
学問分野を横断する研究ユニット：生存基盤科学研究ユニット、
次世代開拓研究ユニット

・ 女性研究者支援センター

○平成18年度までに検討され、平成19年度に設置された組織等

- ・ こころの未来研究センター
- ・ 大学院医学研究科人間健康科学系専攻、大学院薬学研究科医薬創成情報科学専攻
- ・ 学問分野を横断する研究ユニット：生命科学系キャリアパス形成ユニット、
先端医工学研究ユニット
- ・ 環境安全保健機構の機能拡充と組織強化
- ・ 教育研究推進本部に教育推進部の設置
経営企画本部の総務部と人事部の統合及び環境安全衛生部の設置
- ・ 業務の効率化のために人事事務センターと給与・共済事務センターを人事・共済事務センターに統合
- ・ 重点施策定員の措置に関する基本方針等に基づく教職員再配置(教員11名、職員15名)の実施

等

組織改革の多くは、平成18年4月から実施されたが、その後の運営実績をもとに本部内の部課の再々編が行われ、特定のプロジェクトに対応するために部課長配置ができる体制と関連規程が整備された。また部局運営強化のために副研究科長、副所長等の制度が導入され、部局事務組織の掛レベルの再編・改組が部局の裁量事項となった。

(2) 学内諸規程の整備状況

平成16年度の法人化に伴って学内諸規程は全面的に改訂されたが、引き続いて平成18年4月から実施された事務組織改革、業務改革に伴う諸規程は4月1日付施行で整備された。今回の改革は、本部事務に関わる部分を中心であったが、旅費規程については、全学での取り扱いを周知するための準備期間を持つため7月施行となった。臨時監査で指摘した環境安全保健機構の実行性を高めるための機能・組織の見直しに対応して、京都大学安全衛生管理規程、京都大学環境安全保健機構規程の全面改定が行われた。

(3) 業務の効率化の推進

事務改革に関する基本方針および大綱に基づいて、平成18年4月から実施した組織改革に引き続き「事務改革の実質化」をキーワードにして組織の見直し、新設、業務の見直しが本部事務を主な対象にして行われた。主な点は次の通りである。

- ① 環境安全衛生部を設置して環境安全保健機構の実施機能を強化した
- ② 総務部と人事部を統合し新たな総務部とした
- ③ 教育推進部を設置して教育支援体制を強化した
- ④ プロジェクトに対応するための部・課長配置を可能にした
- ⑤ 給与関連業務を人事・共済事務センターに一元化した
- ⑥ 部局事務改革のために部局事務組織の掛等は部局が定めることとされた

このような組織改革と共に業務改善にむけていくつかの注目される活動があった。

その一つは、働く職員のモチベーションを向上させるために、事務組織の活性化等検討部会が設置されて①キャリアパスの仕組み②人材養成制度③人事交流・研修④人材登用⑤労働時間短縮等について具体的な提言がなされ、4月から一部実施された。また若手職員有志による京都大学将来プロジェクト・チームが結成され、「私」は、こんな京都大学職員になりたい、「私」は、こんな風にはじめたい!という理念と共に、①全学学生対応窓口強化②内定者サポートの実施③職員活性化研修④事務職員学内公募制ポストの設置④自己啓発に対する総合支援⑤自己啓発・能力開発休職制度⑥掛・課レベルでの定例ミーティングの開催等きわめて具体的な企画提案が行われた。これらの提案の一部は、年度内に実施された。

さらに業務改善のための試行として本部および5部局で給与関連業務を担当する83名を対象に4週間にわたる業務分析が行われ、所属する教職員あたりの同業務コストの比較が行われた。その結果、定型的な業務が70%を越え、部局毎のコスト効率には約2倍の違いがあるなど業務の定量的な実態が明らかになった。こうした手法を他の業務にも適用し、その結果に基づいて適切な人員配置、業務の見直しが行われることが期待される。

このように業務改善のための取組みが積極的に行われていることは評価できるが、今後はこうした試みや提言・提案ごとにその採否・実施に向けてどのセクションの誰が取り組むのかを明確にして行動を起こすことが求められる。それによって改革目的である業務の簡素化と合理化、サービスの向上について実績を評価し、新たな改善を繰り返すいわゆるPDCAをプラスサイクルにすることが求められる。

2. 1. 2 人事・労務について

本年も教職員を対象にした人事制度の見直しが次の諸点について行われ、これらに関連する就業規則の一部が改正された。

- ① サバティカル制度の導入
- ② 年俸制特定教員制度等の導入
- ③ オフィスアシスタント制度の導入
- ④ 俸給の調整額、入試手当等の見直し、遠隔地異動・出向手当の新設
- ⑤ 育児・介護休業制度の見直し

等

平成18年4月から義務化された「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づいて平成19年4月から再雇用された者は、3月末定年退職者等対象者65名のうち希望者全員の31名である。教員についても同種の対応が求められるが、教員の定年は63才なので若干時間的な余裕があるものの併せて検討を開始する必要がある。

事務職員の人事については、「京都大学職員の人事制度改革について（報告）」（平成17年3月）が策定され、基本方針、人材育成、評価、任用、給与、表彰等について制度の見直し、改善、新設の具体的な提言が行われた。それに基づいて平成18年度には専門分野（病院事務職員）別採用、学外研修の拡充、目標管理制度の適用範囲の拡充、外部人材の登用、内部登用の拡充等の人事施策が実施された。しかしながら働く者の一層のモラル向上のためにも上記の人事制度改革の提案や若手職員による京都大学将来プロジェクト・チームの提案等に基づいて若手・女性職員の登用の拡充や学内公募制度の新設などについて着実な実施が求められる。

2. 1. 3 財務・会計について

平成18年度予算は、ほぼ予定どおり執行されている。

人件費と物件費の使用区分及び定員管理のあり方については、中長期的な観点から財務、企画両全学委員会に諮問されて委員会合同WGのもとで検討が開始された結果、物件費や外部資金を用いて特定定期雇用教職員を採用できる制度が策定された。全学共通経費の拠出方法の見直しに関して共同研究費にかかる間接経費の一部を全学経費に組み込む見直しがされた。その他の間接経費の拠出率や寄付金のオーバーヘッドの見直し等は、引き続き検討中である。

重点戦略経費及び目的積立金を財源とする京都大学重点事業アクションプラン2006-2009が総長のリーダーシップの下で、担当役員間の検討、経営協議会の審議を経て策定された。事業規模は総額5,397百万円になる。事業内容には全学的な教育推進、研究推進、学生支援、広報・社会連携のための諸事業としている。具体的には教務システムの全学展開、教育環境改善、若手研究者及び女性研究者支援、課外活動施設の建て替え、耐震診断・改修、京大黄檗プラザの建設、職員宿舎の整備等のこれまで十分には実施できていなかった事業について2009年までに計画的に実施していくことになった。これまで監事意見として述べていた予算処置を伴う事案の多くは、このアクションプランの中で対応されており、大学運営のPDCAサイクルが機能しているものと評価できる。なお目的積立金に基づく事業には、今後検討を行う事業が残されており、引き続き事業の具体化が期待される。

平成18年度には全学的な教育研究を推進するために戦略的な経費が配分された。全学共通経費として教育研究医療環境整備（17件、約2.1億円）、教育研究活動支援（6件、約1.3億円）キャンパスライフ支援・社会貢献・連携支援（24件、約1.1億円）、総長裁量経費としてプロジェクト経費（36件のプロジェクトに約2億円）、教育基盤設備充実費（18件、約2億円）等が支出された。この他、本年度から情報環境、国際交流推進、環境安全保障、高等教育研究開発推進、国際イノベーション、図書館の各全学機構等の基盤強化経費として約5.2億円が措置された。

経費削減について、人件費は前年度比約1.2億円（全人件費の約0.2%）の削減、光熱水費については、使用量の節約などによって電気料が前年比約4千万円減、水道料が約1千万円減となったが、ガス料金の値上げによって光熱水費の総額は約2千万円の増となった。複写機経費の全学的な見直しによって約3千万円が節減された。今後、組織の見直しや業務の改善・簡素化に伴って経費がどれだけ削減できたのかを、業務当たりの人件費や超過勤務手当支給額等の定量的な指標で把握する必要がある。

教育研究経費の絶対的な不足が指摘されているが、それを明らかにするためにも教育研究の現場における経費の予算、使用状況を教育経費、研究経費、一般管理経費等についてさらに小区分した使用目的に応じた額を明らかにする方策を検討するべきである。これによって

どこに経費の不足があり、そのためにどれだけ教育研究が停滞しているかを社会に対して透明性を確保して説明出来るのではないか。

2. 1. 4 学生支援について

学生支援は、学生部を中心に生活支援、課外活動支援、就職活動支援等が行われている。これまで計画的な整備が遅れていた課外活動施設整備が重点事業アクションプラン2006-2009で一部具体化された。すなわち吉田キャンパス西部構内にボックス棟の建設、海の家（白浜）の改築、黄檗プラザ（宇治キャンパス）が平成19年度に着工される。また学生用の交流スペースの確保は、吉田キャンパスの耐震化工事の完了時には整備される予定であり、キャンパス内に和歌山研究林の間伐材を用いたベンチ（当初約400人分）の配置が計画されている。

大学運営に構成員の一部である学生の要望や意向を出来る限り反映する仕組みを持つことは、これからの大学運営にとって重要な機能であるが、全学の学生が参画するような学生自治組織は成立していない現状は変わっていない。しかし本年度も副学長等による情報公開連絡会（月2回・平成19年度から月1回）や総長によるキャンパスミーティング、HP上の情報公開や意見箱の設置等が実施され、学生との意見交換に向けた努力がされている。

事務組織改革の一貫としてミッションを明確にした学生センターが設置され、職員の学生サービスへの意識も変わりつつあり、奨学金、授業料免除等の諸手続の一元化が進行している。しかし、学生に関する情報の一元化は、成績管理が部局の専管事項となっているため一元化出来にくい状況にある。キャリアサポートセンターの利用者は昨年比で倍増しており、桂や宇治キャンパスでも月に数回の相談会等が計画されており、学生の要望に応えようとする姿勢が評価できる。

学生支援は、これまでの多くの調査で示されてきた学生からの要望や期待に具体的に答えていくことが必要であると共に、現在、学生支援のために計画・実施されつつある多くの施策をHP上等で一般の学生に十分知らせることが大学と学生との相互理解のために是非必要である。

これまでの学生支援は、福利厚生分野が主であったが、平成19年4月から教育推進部が設置され、教育支援業務の今後の充実が期待される。また、平成19年4月から学内における学内雇用促進策の一つとして、オフィスアシスタント制度が導入された。

2. 2 会計監査

会計監査は、会計監査人による平成18年度決算の監査状況の確認、報告及び説明を受けると共に、別途、担当責任者との面談及び説明資料に基づき実施し、以下のように確認した。

(1) 決算（年次及び月次）の状況

決算は、年次決算によると前年比で人件費総額は約0.2%削減され、教育経費が約17%、研究経費が約13%増加し、一般管理費は約20%（約11億円）が削減されているが、業務費の区分の仕方を全学的に見直しており、その結果として顕在化した額も含まれている。業務費の区分は、教育経費、研究経費、診療経費、支援経費、人件費等の9項目と一般管理費に区分されているが、さらに各経費の支出内容が細分化できれば、大学業務に係る用途の透明性と効率性が一層向上することが期待できる。そのためにも全学的な経費区分の早急な標準化が求められる。年度末に集中していた支出額のうち一般管理費の支出は、前年に比べて平準化してきているが、教育経費、研究経費が期末に集中する傾向は変わっていない。

会計監査人の決算に関わる監査・棚卸し等の一部に立ち会い、監査状況を確認した。また、平成17年度決算を基にして本学の財務状況を分かり易く紹介した「Financial Report 2006」が9月に発刊された。監事意見として指摘した本レポートの公表時期は前年度（12月発刊）に比べて大幅に改善された。

（2）資金運用の状況

資金管理は、京都大学資金管理要領に基づき、安全・確実及び効率的な決済システムを基本として、全学で一元的に管理されている。資金管理・運用計画が平成18年6月に策定され、取引先、長期運用、短期運用が所定の手続きで行われ、ほぼ計画どおり約1億円の収益を得て全学経費として使用されている。平成19年度からはさらに資金運用の改善が計画されている。

（3）有形固定資産の管理状況

平成18年度の固定資産は、期首に比べて、総合研究棟（数学・物理系、工学系、農学部総合館）の改築、犬山リサーチリソースステーションの設置等による建物資産の増加、備品及び図書等の増加を含めて約160億円（約4.5%）増加している。物品管理方式に特に変更はなく、棚卸は病院において実施された。また、図書については、中期計画中に全蔵書の確認をする作業が、図書の遡及入力と共に本年度も継続して行われている。

資産の有効活用は、遠隔地職員宿舎を外国人研究者・留学生、大学院生の宿泊施設への転用（霊長研）や一部老朽宿舎を改装して女性研究者支援センター、研究所・センターの活動拠点への転用が図られている。

施設は、施設マネジメントシステムを活用して有効活用を図りつつあるが、同システムへのデータ入力は途上であり、施設の定量的な利用状況を十分把握出来ていない状況にある。今後、京都大学は所有する遠隔地施設も含めて、実状を把握し、必要ならば転用、再利用等の具体策を検討するべきである。

（4）人件費・旅費の支給状況

財務諸表記載の人件費は、役員人件費（約1.7億円）、教員人件費（約362億円）、職員人件費（約233億円）からなり、前年比で約1.2億円（約0.2%減）が削減されたが、その内訳は、職員分が約0.5%減、教員分が微増した結果である。人件費は、政府の総人件費抑制の方針に準拠して給与体系の見直し、総額の抑制が実施されている。今後は、国家公務員に準拠するだけでなく国立大学法人として業務の実態と特色に応じた給与体系のあり方を検討する必要がある。給与計算に係る業務は、当初構想されたように平成19年度から給与・共済事務センターと人事事務センターが統合され、人事・共済事務センターが担当している。給与支給業務について人件費のコスト効率の定量的な評価が試行されており、今後の人件費の効率化、業務改善、組織改革に生かされることを期待したい。

旅費の支給状況は、平成18年度も受託事業の増大に伴う支出が大幅に増加していることから総額で前年比約6%増になっている。旅費支払いに係る手続きを簡略化するため旅費規程を改正し、7月から施行されたが、手続きの簡略化が、業務量削減にどれだけ役立っているかは、今のところ不明確であるが、平成19年10月から旅費システムの導入が予定されており、それを加えて業務改善効果を評価する必要がある。同システム導入には事前に教職員に十分説明し、同時に、手続きミス、過不足支払い等のリスクを軽減するように部局において事後チェックと共に、監査室による監査の実施が求められる。

(5) 債権の管理状況

期末の未収金の総額は、寄付金収入及び受託研究収入の大幅な増加に伴い、前年比30%増加したが、未収金のうち、納付期限を越えて滞留している主な債権は、病院等療養費については前年比7%増、授業料は同12%減となっている。授業料の未収金は年々減少しつつあるが、病院等療養費は、増加・累積してきており、債権回収・処理の方策を具体的に検討する必要がある。

以上のように会計業務について担当者から説明を受けた結果、その範囲では適切に会計処理がなされていると判断した。しかしながら、会計業務は、故意、過失を問わず不正・不適切な処理が起きるリスクが高い業務であり、会計処理担当者及び組織だけでなく経費を使う教職員個々人にも説明責任が求められる。健全な会計業務を実施するためには、一層の透明性と内部統制を強化することが望まれる。

IV 臨時監査の実施状況及び監査結果(テーマ別監査レポート)

監事レポート 06-1

平成18年7月

国際貢献・国際交流に関する監査報告

1. 主な監査項目

- (1) 国際貢献・国際交流への組織的な取組状況
- (2) 国際交流のための諸施設の運営状況

2. 監査対象部局等

国際交流推進機構、国際交流センター、国際部

3. 監査の方法

- (1) 平成18年6月13日に国際交流推進機構長、国際交流センター長、国際部長、担当課長等と現状及び課題について面談した。
- (2) 平成18年6月14日に国際交流関連施設として、「きずな」、国際交流会館（修学院本館）KUINEP 用講義室、留学生相談室、留学生課、国際交流サービスオフィス等を視察した。なお国際交流会館宇治分館、黄檗分館は平成16年度に視察済みである。
- (3) 国際交流に関する既存資料の調査

4. 監査の結果

- (1) 現在の組織的な取組状況

本学における全学的な国際交流に関わる組織として国際交流推進機構、国際交流センター、国際部がある。

国際交流推進機構は、平成17年4月に全学的な国際交流活動に関わる企画及び実行に責任を持つ役割を担って発足し、大学の国際戦略本部として位置づけられている。国際交流センターは、国際交流推進機構の発足と同時に、機構を支援する組織として留学生センターから国際交流センターへ改称されて留学生のみならず研究者にもサービスを行う組織になった。両組織に関わる事務組織として、国際部（国際交流課、留学生課）及び国際交流サービスオフィスがある。国際交流推進機構の運営は、運営委員会が運営方針を定め、国際交流と国際教育プログラムの両委員会と留学生担当教員連絡会を置き全学的な視点から国際活動の企画、情報収集、国際的な大学連合への参画・対応、必要な基盤整備等を実施している。

同機構で、平成17年11月に「京都大学国際戦略」が起案され、全学の方針として策定された。その内容は、基本理念と共に、人材育成・獲得戦略と研究拠点形成戦略の二つの展開域について、それぞれ①受信型から発信型へ②相互交流と多大学間交流の拡充③特定分野交流の強化④交流基盤整備の4つの基本軸について具体的な充実する方向・内容が示された。これに基づいて本学の国際交流活動が実施されている。

組織的な国際活動として京都大学では、AEARU（東アジア研究型大学協会）及び APRU（環太平洋大学協会）に加盟し、その中核大学として活動している。具体的な交流として平成17年度には、海外から学長や大臣・大使等による21件の表敬訪問を受け、海外で2回、京都で2回の国際シンポジウムを主催した他、部局主催で多くの国際シンポジウムを開催している。その多くは、世界の研究拠点としての活動に関わるものであるが、「アジアの大学に

における国際活動の質の向上」をテーマに大学職員を対象にしたセミナーも開催された。

平成18年5月現在、26カ国、68大学3大学群と大学間学術交流協定を結び、部局間で243大学等と学術交流協定を結び、留学生として1,223名、外国人研究者として674名を受け入れている。一方、平成17年度に、本学学生は、1,111名が海外渡航し、年間約270名が3ヶ月以上海外に滞在しており、5,189名の教員が海外渡航し、その内182名が1ヶ月以上の出張をしている。

国際交流センターでは、9名の専任教員が中心となって留学生、外国人研究者に対する日本語・日本文化日本事情の教育、生活相談・支援を行うと共に、KUINEP（京都大学国際教育プログラム1年間約40名）の実施責任部局としての役割を担っている。現在、受講者の要望を取り入れた KUINEP の講義方式、内容の見直しが検討されている。また日本語教育の受講者は、年間を通じて延べ745名（2004年）であり、5年前より約30%増加している。

(2) 国際交流推進機構と国際交流センターが関わる最近の主な国際交流活動状況

- a. 京都大学国際シンポジウムの海外開催（過去7回、平成18年度は2回開催の予定）
- b. 国際交流科目の開設（平成17年度中国、タイの2科目、平成18年度は中国、ベトナム、韓国の3科目を予定）
- c. 大学連合（APRU, AEARU等）への積極的な参画・活動
- d. 英文HPの充実による情報発信
- e. 国際交流サービスオフィスの開設
- f. 海外の大学運営等に関する調査（英国3大学、中国3大学、2事務所、米国1大学、1大学コンソーシアム本部）
- g. 地域における国際活動（京都市における小中学校国際理解プログラム（PICNICK）への協力

等

5. 監査に基づく意見

国際交流推進機構及び国際交流センター、国際部が、京都大学の基本理念にもとづいて策定された国際戦略を全学的に実施するために、相互に協力しながら積極的に活動していることは、評価できる。しかしながら、今後、「世界に開かれた京都大学」としてさらに発展するには、組織運営上の課題と支援サービス上の課題がある。

(1) 組織運営上の課題

国際交流推進機構と国際交流センター、国際部は共に国際交流のための全学組織であるが、別組織であり、センター及び国際部が機構を支援する体制になっている。一方で、機構は、「全学的な国際交流に関わる企画及び実行に責任を持つ組織」とされているが、主体的に実施できる機能を持っていない。センターと国際部は、機構を支援する立場なので規程上は機構の行う業務の結果に対する責任が明確ではない。機構を設立する段階では、機構内にセンターを入れるかどうかについて検討がなされたが、他機構の設置形態との整合性から現在の位置づけになった経緯がある。確かに機構内に3つの全学的な委員会を包含することによって全学的な企画・調整を行うことは可能になったが、これを実施する機能は、国際交流センター及び国際部を中心とした他の部局である。そのため、機構長は、実施に関して、同センターや国際部、他部局に対してどこまで指示をすることが出来るのかという責任と権限が曖昧である。国際戦略を具体化し、実施するためにも、また、国際交流に関わるリスクが顕在化した時に、責任のある対応をするためにも、機構内に国際交流センターと国際部を含む実

施機能を持つことが必要ではないだろうか。また海外から見たときに、国際交流窓口が複数あるかのごとく見えるのではないだろうか。

平成17年度の監事監査に関する報告でも指摘したように国際交流推進機構について、発足1年余の運営経験を踏まえて、その設置目的に沿う活動をするために組織の見直し・再編を検討する必要がある。

(2) 支援サービス上の課題

留学生や外国人研究者への支援として相談制度、宿舍の提供、奨学金制度等がある。これらの支援について旧国立大学当時の制度、仕組みが継承されているが、京都大学独自の支援サービスの仕組みの構築を含めて、以下の諸点について、そのあり方を再検討・見直しをする必要がある。

① 宿舍の整備について

留学生、研究者用宿舍は、国際交流会館（3カ所）として277戸あるが、入居希望者数から見ると極めて不足しており、学生寮にも日本人学生と混住して142名が入居している現状である（学生寮定員の約23%）。国際交流会館の宿舍は、学生寮に比べると良好な居住環境であるが、修学院本館のように築後20年余を経て、配水管、居室の内装、家具等が経年劣化している状況にあり、維持管理に相当の経費を必要とすると考えられる。これまで、留学生対策が、宿舍の例のように留学生専用を実施されてきたが、今後、留学生、研究者用の宿舍のみならず、これまでも指摘してきた学生寮、教職員宿舍等の厚生施設を含めて、大学として量的にも質的にも、どの程度まで、どのように整備するのか基本方針を早急に検討し、策定する必要がある。

② 経済支援について

本学に在籍する留学生の内、約80%が何らかの公的機関・民間からの奨学金または本学からの授業料免除等の経済的支援を受けている。この比率は、高いけれども支援される金額には、国費留学生（全留学生の約40%）と授業料免除（半額、全額）を受ける学生（私費留学生の約40%）とでは相当な額の違いがある。経済的支援は留学生に限らないが、特に留学生を対象にした学内雇用の促進、例えば、事前の十分な能力判定をすることを前提に、授業料免除と連動したTAやRA制度を導入することも考えられる。今後は、優秀な留学生を世界から迎えるためには京都大学独自の奨学生・留学生支援制度を構築する必要がある。

③ チューター制度の見直し

教育・生活支援の一つとしてチューター制度があるが、運用は、留学生の在籍する部局にその必要性の有無も含めて委託されている。留学生から見れば、日本人学生と直接、接することのできる機会でもあるので、チューターが行う支援の仕方等について国際交流推進機構等が全学的研修やガイダンス等を定期的実施することが必要なのではないかと。

④ 留学生等へのアンケート調査結果の有効活用

京都大学では、2001年に在籍中及び過去に在籍した留学生及び外国人研究者、交流協定を締結している大学等へアンケートを実施し、それにもとづき国際交流について自己・点検評価を行っている。また、国際交流センターでは、国際交流と留学生教育及び留学生支援制度について2002年と2005年に留学生、日本人学生、チューター、留学経験者、教員を対象にしたアンケートを実施している。これらの調査報告書には、留学生支援体制について生活支援のみならず、サポート体制のネットワーク化、指導教員やチューターとの関係のあり方、また本学学生への留学支援体制の改善等について多くの具体的な課題や提案がある。京都大学国際戦略を実現する観点から、全学的な課題として年次計画を策定し、積極的に解決されていくことが期待される。

学生支援に関する監査報告

1. 主な監査項目

- (1) 学習相談、生活相談、就職支援、課外活動等の組織的な取組状況
- (2) 学生支援のための諸施設の運営状況

2. 監査対象部局等

学生部、高等教育研究開発推進機構、共通教育推進部

3. 監査の方法

- (1) 平成18年7月12日に学生部長、学生課長、教務課長、センター長等担当者と現状と課題について面談した。
- (2) 平成18年7月13日に高等教育研究開発推進機構長、共通教育推進課長等と面談した。
- (3) 平成18年7月12日午後に課外活動施設のヨット部艇庫、カヌー部艇庫、ボート部艇庫を視察した。その他の主要な課外活動施設、吉田寮、室町寮等は前年までに視察済み
- (4) 学生支援に関する既存資料の調査

4. 監査結果

(1) 組織的な取組みの現状

ここでいう学生支援は、学習に関する相談・助言・支援、生活相談・就職相談・経済的支援の他、社会人・留学生への支援等、学生生活の充実のための組織的な支援を意味している。これらの多くは、法人化前からの国立大学で共通した枠組の中で実施されてきているが、京都大学では、注目される活動と施策が見られる。学習相談について教職員と学生による教育交流会プロジェクトの成果として約400名の教員のオフィスアワーがデータベース化され、全学共通教育教務情報システム上で公開されていること及び学生への経済的支援の拡充のために平成17年から授業料免除枠が3,000万円(110名分)拡大されたことである。

履修手続き案内等は、各部局の教務掛及び共通教育推進部の共通教育掛が窓口になって実施されているが、共通教育に関しては全学共通教育教務情報システムの機能拡充に伴って教務事務の大幅な合理化が実現している。課外活動の中長期的な課題への取組は、学生課学生企画グループが担当し、日常的な支援は、全学的な組織である学生センター(課外活動、奨学金、アルバイト、保険、住居等の生活相談)、キャリアサポートセンター(就職相談)、保健管理センター(健康相談)、カウンセリングセンター(悩みの相談)で機能別に組織化されて業務が行われている。各センターの利用者数は、経年的に増加している。特にキャリアサポートセンターでは、年間約3,000名を超える学生が利用しており、18年4月-6月の利用者数は前年比で倍増している。

こうした学生支援のうち厚生補導に関して全学的に協議処理する委員会として学生部委員会があり、厚生補導担当副学長と各研究科等から選出される委員によって構成されている。また、教育については全学的な協議をする場として部局長会議のもとに研究科長部会が設置され、同部会の専門的事項の諮問に応える教育制度委員会では、学部専門教育と大学院教育を検討対象としている。また、高等教育研究開発推進機構には、全学共通教育に関連して学部教育の教育体制について調整・協議する場として、全学共通教育委員会が設置されている。

支援サービスを受ける立場である学生の生活実態と要望を知るために2年毎にサンプリング抽出された学生を対象に学生生活実態調査が行われ、京都大学学生白書として公表されている。学生生活の実態を示す統計的なデータと共に、実態調査における自由意見は、「本調査」、「教育体制」、「大学の施設・設備」、「大学生生活全般」の各項目について多様な意見、要望が記述され、学生の生の声を知ることができるが、その中にはこれらの結果がどのように活用され学生支援業務の改善に役立てられるのかについて問うコメントが多い。また、別途京都大学生協でも毎年、学部学生を対象にした生活実態調査が実施されている。

(2) 経済的支援の現状

学生の学内雇用（アルバイト）の状況について調査が行われ、年間延べ約2,500名が雇用されているほか、京都大学生協で延べ230名が雇用されている。在学者に対する雇用者数（雇用率）は学部生で約6%、大学院生は約21%である。また、大学院生に限られるティーチングアシスタント（TA）として約2,400名、リサーチアシスタント（RA）として940名が雇用されている。在籍大学院生に対する雇用率は約40%である。

奨学金受給率は、平成17年度実績では、学部生で26.7%、大学院生で45.4%、授業料免除率は学部生で4%、大学院生で修士11%、博士20%である。このように経済的支援の現状は、学部生に対する支援が大学院生に比べて低い状況にある。

(3) 身障者への対応

教育支援の一部として身体障害者への対応は、これまでスロープの設置等のハード面の対策が中心になされてきたが、聴覚障害を持つ学生へのノートテイクや四肢障害者等の日常的な支援を必要とする学生の入学に伴ってソフト面からの対応が必要なケースが生じている。

(4) 課外活動施設、学生寮等の現状

課外活動のための部室は、体育会用が49室、文化系用が52室の他、吉田南キャンパスの4号館の19教室が課外活動のために提供されている。部室のうち特に西部構内の部室は昭和20年代築で老朽化している。また、学生寮は、吉田寮（定員147名）、熊野寮（同422名）、室町寮（大学院生用19名）、女子寮（35名）とあるが、いずれも築後40年以上が経過している。

5. 監査に基づく意見

学生支援に関して、学生部、共通教育推進部、各部局で組織的な取組が行われているが、現状の取組状況について次のような課題がある。

(1) 学生支援に関する組織的目標の具体化

学生支援のための目標を支援内容ごとに計画的に設定する必要がある。特に予算を必要とする経済的支援や課外活動施設・学生寮の整備については、組織的に充実・整備する目標を定めて、それを実現するための資金を確保する必要がある。例えば学生が支払う入学費、授業料の一定割合を学生支援経費枠として資金源を確保して戦略的、計画的に整備・充実することを検討してはどうか。

(2) 学生のニーズ調査の活用

学生部や京大生協が実施している学生生活実態調査の結果に対して、その後、両者の比較検討やどのような対応がなされたのか明確ではない。厚生補導に関しては、職務分掌で見限り学生部学生課学生企画グループが起案することになっているが、実地調査したところ学生部として3月に取りまとめた生活実態調査結果や過年度の調査に基づく具体的な検討や対応が開始されていない。また、学生部委員会委員を介して調査結果が部局へフィードバック

されることになっているが、その後の対応状況は学生部で把握されていない。調査の実施者として調査結果の活用方法、対応状況、結果を公表する必要がある。

教育体制に関する要望には、部局や教職員一人一人に対応すべき事項だけでなく、全学共通教育と専門教育との関係、各学部教育間の課題、全学共通教育教務情報システムの一元化や部局図書館の相互利用の仕組み等の全学的な対応が必要な事項がある。こうした教育の仕組みに関する学生の要望や意見に対応するには、例えば、全学共通教育委員会または教育制度委員会の検討対象を拡げて、学部教育の共通した枠組みを調整・協議することが必要なのではないか。

一方で、副学長等と学生代表との情報交換会が定期的に行われ、また、総長や副学長によるキャンパスミーティングが既に12回行われて、学生の具体的な質問・要望に対してその場で回答がされていることから高く評価される。しかしながらこうした会には、出席できる学生に限られることからミーティングでの話題や要望を整理して、HP上等で具体的に公開することによって、より多くの学生と情報を共有できるようにする工夫が必要である。

(3) 教務情報システムの全学展開

全学共通教育における教務情報システム(KULASIS)は、時間割、シラバス、履修申請、休講・補講・レポート情報、成績通知、呼び出し等まで一元的に情報化されており、アンケートによれば約9割の学生が少なくとも週1回以上はアクセスしている。その多くは自宅のパソコンから利用している。利用する学生からの評価も高く、また、共通教育推進部の学生相談窓口への訪問者数が本システムの機能拡大に伴って急激に減少していることから本システムによって学生の利便性が向上していることがわかる。また、事務処理の面からも発生源入力によってペーパーレス化が進み、業務の効率化にも役立っている。

学生からは、専門科目についてもこうしたシステムが利用できることや奨学金や授業料免除等の情報提供の一元化の要望が見られる。今後、学生サービスの向上と部局における教務事務の効率化のために KULASIS をベースとして全学の教務情報システムとして、さらにはそれを含めた学生に関する情報システムとして展開することが求められる。その際、セキュリティの確保には十分配慮する必要がある。

(4) 学生用諸施設の整備計画の策定

これまでどちらかといえば教育研究施設の整備が優先されてきたために、学生寮、食堂等の福利厚生施設や課外活動施設の老朽化が進んでいる。また、かねてから要望の強い自習室等の量的整備が全般的に遅れている。これらを今後どの程度まで、どのような資金で年次的に整備するのかについて全学的に検討を進める必要がある。

(5) 学生の学内雇用の促進

学生の学内雇用は、大学院生を対象にしたTA、RAとして実施されている他、多くは謝金で支払われるアルバイトとして雇用されている。謝金で支払うアルバイト雇用のうちには研究補助、事務補助として数ヶ月以上継続的に雇用されていると見られる例が相当数ある。また、障害者学生の日常的な支援等の新たな業務も必要になってきており、こうした継続的に行う補助業務に対する学生の雇用者数を拡大すると共に、業務中の事故等に対応するためにもTA、RAと同様に時間雇用職員(Office Assistant)として採用する制度を検討する必要がある。これには、学生部、人事部、部局事務部等の連携した対応が求められる。

環境マネジメントに関する監査報告

1. 主な監査項目

- (1) 環境マネジメントへの組織的な取組状況
- (2) 廃棄物、エネルギー消費、汚水、汚染物質等の環境影響要素の管理状況

2. 監査対象部局等

環境安全保健機構、施設・環境部、宇治地区事務部

3. 監査の方法

- (1) 平成18年9月7日に環境安全保健機構長、施設・環境部長等の担当者と全学的な取組みの現状と課題について面談した。
- (2) 平成18年9月20日に宇治キャンパスで化学研究所長、宇治地区事務部長等の担当者と宇治キャンパスにおける取組状況について面談した。
- (3) 両日、本部棟、文学研究科及び宇治キャンパスにおける廃棄物処理の実状について実地調査した。
- (4) 環境報告書等の環境保全に関する既存資料の調査

4. 監査結果

(1) 組織的な取組みの現状

(a) 環境報告書の発刊

京都大学は、平成14年2月に、環境憲章を制定し、「・・・大学活動のすべてにおいて環境に配慮し、大学の社会的責務として環境負荷の低減と環境汚染の防止に努める・・・」ことを基本理念として、環境マネジメントシステムの確立を宣言している。それに基づく環境管理活動の成果は、2006年度京都大学環境報告書として本年9月に公表された。本報告書は、環境・安全・衛生委員会のもとにワーキンググループ及びステークホルダー委員会が組織されて作成されたものである。京都大学として、初めて全学的な視点から環境影響要素の現状データの把握が詳細に行われ、総長のトップコミットメントと共に各研究科長とのインタビューによって環境保全へ向けた教育・研究の推進方針が宣言されており、評価できる。ただ、環境改善のために達成しようとする数値目標は、現時点では設定されていないが、本報告書を出発点として環境マネジメントシステムの構築に向けて環境目標管理システム推進WGが9月に設置されたのでその迅速な活動を期待したい。

(b) 環境安全衛生に関する組織的活動

現在、全学的な環境安全衛生等に係る業務を実施する組織として、環境安全保健機構、環境保全センター、保健管理センター等の6つのセンター及び施設・環境部環境安全課等がある。業務内容を調査審議・連絡調整するために、環境・安全・衛生委員会の他、エネルギーマネジメント、保健衛生、放射性同位元素、組み替えDNA実験安全等の対象項目ごとに委員会、管理委員会及びそれらのもとに各種の専門部会等がある。その数は、委員会等が9つ、専門部会が8つあり、さらにいくつかの部会等の設置が予定されている。このことは、法的に設置が義務づけられている委員会の他、環境安全衛生に関連する分野の多様性に対応するために必要に応じて設置されてきている。

平成17年4月に、環境安全保健に係わる6つのセンターが行う全学支援業務を、一体的な管理体制の下で効率的かつ効果的に行うことによって、全学の環境安全衛生活動を推進するために、環境安全保健機構が発足した。環境安全保健機構は、啓発活動、連絡調整を主な業務として、研修会、啓蒙活動等の活動をしており、施設・環境部環境安全課が、業務を担当している。ただ同課は、組織上は機構内の事務組織ではなく、また環境管理の中核である環境保全センターを含めて6つのセンターは機構の業務を支援する立場であり、その事務部門は、センター毎に分散している。このため環境安全保健機構は、支援をする組織の集まりであり、機構長とこれらのセンターや事務組織との関係における責任・権限が曖昧な状況にある。また環境・安全・衛生委員会と環境安全保健機構との関係・役割分担もやや不明確である。環境安全保健機構の設置目的である一体的な環境安全衛生業務が出来る実施体制になっているとは言い難い。

(2) 省エネルギーへの取り組み

全学的な省エネルギーのために、エネルギーマネジメント委員会が設置され、エネルギー管理者を部局等に配置してパトロール、啓蒙活動が行われている。その成果は、面積あたりの消費量が前年比2.8%減少させているが、一人当たりの消費量で見ると微増している。

(ア) 排水・廃棄物の管理状況

(a) 排水処理

排水・廃棄物管理については京都大学排水・廃棄物管理等規程に基づいて、環境・安全・衛生委員会が、基本的方策の審議及び部局間の調整を行い、発生源責任、発生源処理を原則にして部局長の行うべき排水・廃棄物管理事項を定めている。実験廃液の処理については環境保全センターを設置して集中処理している他、一部を外部委託して実施している。実験系排水は、環境保全センター、宇治キャンパス及び桂キャンパスの各集中処理施設で常時モニターしながら処理されているが、生活排水は、除害設備のある施設では、週1回モニターがされている。その結果によると京大生協等が運営する食堂からの排水に下水道法で定める水質基準を超えるノルマルヘキサン抽出物質（油分未処理）が検出される状況が年に数回生じている。また宇治キャンパスではそのモニターがされていない。食堂からの排水処理は、除害施設の改善と残留油分の拭き取りの徹底によって2002年度の検出件数に比べて2005年度には約1割にまで大幅に減少している。

(b) 廃棄物処理

生活系廃棄物（紙、プラスチック等）は、再利用できるものとできないものに分別して、学外で処理されている。実験系廃棄物及び特別管理産業廃棄物も学外処理されており、いずれの廃棄物も委託契約にもとづいて、マニフェスト（産業廃棄物管理票）を交付し、最終処分まで排出者の責任を果たす体制になっている。廃棄物の量は、生活系、実験系共に、ここ数年、増加傾向にある。なお、医療系廃棄物は、学内で焼却し、無害化してから学外に搬出している。

建物等における吹きつけアスベストについては除去、飛散防止、入室禁止等の安全対策が全学的に実施された。また廃PCBは適切に保管されている。

5. 監査に基づく意見

環境マネジメントに関して、環境安全保健機構、施設・環境部、各部局で組織的な取組が行われているが、現状の取組状況について次のような課題がある。

(1) 環境安全保健機構における実施機能の強化

環境保全は、発生源における処理と責任が重要であり、この原則に基づいて、京都大学における環境対策が実施されてきた。しかし一方で、京都大学環境憲章で宣言しているように、大学全体で環境管理への積極的な取り組みをし、その成果を環境報告書として公表することが求められている。この意味から全学組織として環境安全保健機構が設立された趣旨は大きい。しかしながら京都大学独自の環境管理システムを全学的に実効のあるものとして実施するには、環境安全保健機構の当初の設置目的である啓発活動・連絡調整に加えて、環境管理システムの確立・維持を業務に加えることを検討する必要がある。その際、環境・安全・衛生委員会との関係の見直し、事務組織・人員の充実、諸委員会・専門部会の整理再編、各センターとの関係の見直しなどによって環境安全保健機構の業務実施機能を強化することを検討することが求められる。

(2) 環境マネジメントの目標設定、実施組織の一元化と環境監査の必要性

環境目標管理システム推進WGが設置され、環境影響要素毎の達成目標が近く設定されると期待されるが、同時に環境マネジメントを実施する組織体制の一元化が求められる。特に、環境マネジメントに関連の深い、環境・安全・衛生委員会とエネルギーマネジメント委員会は、統合も含めて一体的な運営が求められる。

今後、環境マネジメントの視点からどの主体で、どのように達成していくかを企画し、実施する組織の整備と共に、どれだけ目標が達成されているかをモニターして、実施主体にフィードバックする役割を持つ環境監査機能の整備が併せて必要である。

(3) 排水汚染物質への早期の対応

食堂等からの排水に一時的に水質基準を超える場合が年に数回検出され、その都度、グリーストラップや除害設備タンク等の清掃が行われているが、なお断続して発生していることから除害設備の改善・強化を含めて早期に対応するべきである。併せて学内の排水路マップを常に最新のものに整備して、水質基準を超えた排水に迅速に対応できる体制が求められる。

なお、生協食堂からの排水施設の維持管理、保守点検、整備清掃については、京都大学と京都大学生協との間で締結された福利厚生施設業務委託契約書に付帯する覚え書きによって同生協の負担で実施することが明記されている。したがって宇治キャンパスにおいても生協に対して排水モニターを実施し、その報告を求める必要がある。また桂キャンパスでは、PFI契約に含めて実施され、生協によるモニターは実施されていない。本学として責任体制を明確にするためにも各キャンパスにおける食堂からの排水について京都大学生協との連携を密にして排水管理の徹底を求めることが必要である。

(4) 環境対応キャンパスへの計画的な研修と投資

大学全体として環境保全機能を高めるためには、教職員、学生が、環境保全へ向けて共通認識を持って3R（リサイクル、リユース、リデュース）の行動をすることが求められる。そのためには、今後も啓蒙活動を継続して推進すると共に、建物の断熱強化、省エネ機器や節電のための人感センサーの導入など省資源への計画的な投資が必要である。

危機管理体制に関する監査報告

1. 主な監査項目

- (1) 危機管理への組織的な取組み状況
- (2) 地震、火災、水害、事故等の減災対策、発生時の対応等に対する取組み状況

2. 監査対象部局等

総務部、医学部附属病院、理学部の他9学部、高等教育研究開発推進機構

3. 監査の方法

- (1) 平成18年10月18日に理学部で学部長、事務部長等と部局における危機管理への取組みの現状と課題について面談し、その後、理学部所管建物、植物園を視察した。
- (2) 平成18年10月24日午前に総務部長、総務課長等と全学的な危機管理への取組状況について面談し、同日午後、医学部附属病院で病院長、副病院長、事務部長等の担当者と医学部附属病院における危機管理への取組状況について面談した。
- (3) 学部学生の在籍する理学部を除く学部及び高等教育研究開発推進機構を対象に危機管理体制について書面監査を実施した。
- (4) 危機管理に関する既存資料の調査

4. 監査結果

(1) 全学的な取組みの現状

大学における危機（リスク）には、業務上の錯誤、情報漏洩や交通事故等の日常的な事象から、地震・火災のような非日常的な事象までであるが、今回は、吉田キャンパスにおける災害等の非日常的な危機への対応状況を主な監査対象にした。

火災については、京都大学防火規程が制定され、総長の総括の下で部局毎に防火管理者において防火活動を実施し、火災が発生した場合における消火・延焼防止のために自衛消防隊・団を置いている。

地震については、耐震補強対策を検討した地震防災検討会からの提案に基づき、施設等の耐震化推進方針が平成18年5月に策定された。同検討会の下で平成18年5月までに施設全面積のうち88%について耐震性能診断が実施され、残り12%についても18年度中に耐震診断を実施する予定になっている。それによると保有施設の25%について耐震補強が必要であり、今後、こうした総合的な耐震診断結果に基づく緊急度判定によって優先度の高い施設から耐震化を進められることになった。また当面の安全対策として、危険物品、ロッカー等の転倒防止、避難対策等についてガイドラインが提示されている。そして平成8年に策定された「京都大学における地震対策について」の全面的な見直しが行われつつあり、その第一歩として地震発生時の連絡網は、暫定版が策定された。

危機に対応した学生の安全確保については、学生部危機対応計画が学生部委員会「学生の安全対策検討WG」で策定されている。本計画は、学生の安全・安心に関する危機リストの評価に基づいて単一部局対応（レベル1）、複数部局対応（レベル2）、全学対応（レベル3）の3段階のレベルのうちレベル2以上の危機が発生した場合に実行すべき対応、どの部署がどのような対応をするかについてマニュアル化している。また危機対応業務の進め方につい

てICS(Incident Command System)を用いた基本的な考え方を示して、すべての組織レベルにおける危機に対応する標準的な組織運営システムのあり方を提示しており、今後、危機に対応した部局レベル、全学レベルにおける防災組織の見直しの指針となる。

しかしながらこうした全学的な方針や考え方が部局や教育研究の現場でどの程度、周知され実効的な危機管理体制になっているかについて全学的に把握がなされていない現状にある。現在、総務部では、災害だけでなく業務、情報、不祥事、事件・事故等について想定されるリスクの評価を行っており、それを基にして対応が不十分なリスクの洗い出しを行っている。

(2) 部局における取組み状況

実地監査をした理学部では、平成18年8月にこれまでの消防計画を全面的に見直し、火災予防、自衛消防、震災対策等について組織編成、点検組織・基準、点検表を併せて制定している。ただ、現時点では、新消防計画は、部局HPで公表され周知されたが、制定直後であり、点検活動等は未実施である。実地監査後、理学研究科1号館地下廊下ダクト部分が加熱して発火した事故が発生した。適切な初期消火で大事に至らなかったが、避難連絡・確認方法、自衛消防隊活動等に実施上の課題があることが明らかになった。また予防管理対策として日常の点検・啓蒙活動の重要性等を再認識する事故になった。

理学部以外の9学部及び高等教育研究開発推進機構へは書面により監査を実施した。その結果によると見直し中を含めて消防計画は策定されているものの、それに基づく火災予防教育訓練・点検活動を定期的に行っているのは、5部局である。地震等の発生時における避難方法の周知等は、工学部を除いて実施されていない現状にある。また転倒防止等の対策も実施済みの薬学部の他は、危険物等を対象にして一部しか実施されていない状況である。

医学部附属病院では、院の内外で発生した災害に対する災害対策マニュアルを整備して災害規模のレベルに応じた救急医療体制、連絡体制を具体的に策定している。また災害時における大学病院間の相互応援体制や京都府救急医療情報システムに参画して、院外とのネットワーク体制を整備している。ただ災害、テロ等を想定した訓練が実施されているが、日常業務を行いながらの訓練なので参加できる関係者が限定されているため病棟ごとにチームとしてどれだけ対応できるのかは検証されていない。

5. 監査に基づく意見

(1) 実効性のある危機管理へ

危機管理は、教職員、学生が共に、リスクに対してその可能性、対応等について共通の認識を持つことが出発点である。ハラスメントや情報セキュリティのような日常的なリスクから火災、震災の様な非日常的なリスクまで多様なリスクに対してこれを実現するのは、平穏なキャンパス環境のもとでは、困難な点が多い。しかしながら「構成員の安全・安心」を担保するためには、教職員、学生、特に新入生や新任教職員に対して、部局レベル、研究室レベルで学内における多くのリスクに対応するための資料を整備し、ガイダンスを実施する必要がある。

(2) 現場を重視した災害時の危機管理体制の構築

災害等の発生時に被害を軽減するには、発生現場で瞬時の適切な対応が求められる。その原点は「自らを守ること」を前提にして「右手は自分のために、左手はチームのために」をモットーにしたチームとしての行動である。そのためには、予め、研究室等で小チームを構成して対応を予習しておくことが必要である。チームを構成する人数は、一般に6-7人程

度で構成するとリーダーが各人の行動を把握できるといわれている。全学レベルや複数部局で災害対応体制を立ち上げるのは災害の発生後、一定時間が経過した後にならざるを得ない。学生部危機対応計画でも部局レベルにおける災害時の具体的な対応は示されていないが、部局レベル、さらに研究室レベルで教職員、学生が小チームとして行動できるように危機管理に対する意識を共有し、行動する仕組みを構築することが、実効的な減災のためには必要である。また一つの建物を複数部局が利用している状況が増加してきており、部局間で連携した危機管理の仕組みづくりが求められる。

医学部附属病院では、災害発生時の入院患者、外来患者の避難誘導のチームリーダー（病棟医長）、チームメンバーの役割分担や入院患者への避難経路の周知等は具体化されていない現状なので大規模な訓練のみならず、チームごとに事前確認、リハーサル、事後検証等を繰り返して関係者間の災害発生時の対応について共通理解を得る必要がある。

法人化後、労働安全衛生法に対応して職場環境の安全性を阻害するリスクの軽減に向けた日常活動が行われ、成果を挙げつつあるが、火災や震災等に対しても日常的な啓蒙と検証によって、構成員がリスクに対して共通理解を持ち、実効性のある対応ができるように事業場毎の衛生委員会に準じた事業場防災委員会（仮称）といった仕組みが求められる。

（3）危機管理体制の整備

① 危機管理専任組織の必要性

現在は、原則として部局ごとに危機管理に対応することになっているが、火災、震災等の災害に関しては、多くの部局で学生も含めた現場での対応策が、十分には確立されていない現状にある。災害の規模によっては、避難方法・場所等について部局を越えて連携協力すべき多くの課題がある。こうした災害等への危機対応について、部局、部局間、全学のそれぞれのレベルにおける危機管理体制の進捗状況の把握や必要な支援をする組織、例えば、危機管理室等の専門的な組織を全学的機能として設置すること等を検討する必要がある。併せて現在、全学及び部局ごとに緊急時の連絡網は整備されているが、学生を含めた発見者等が第一報を入れる学内緊急電話番号を覚えやすいものに統一することを検討してはどうか。

② 危機管理に関する諸規程の見直し

これまでそれぞれのリスクに関する規程が必要に応じて整備されてきたため、規程の内容には精粗があり、リスク管理体制として整合性が十分ではない。例えば、ハラスメントや情報セキュリティについては、発生したときの対応がガイドラインとして詳細に規定されている。一方、部局における震災、火災や水害、学内外における教職員・学生の関わる交通事故等のリスクへ対応する規程、ガイドライン等の整備状況は、全学的には十分把握されていない。また京都大学防火規程は、昭和43年に全面改定されてから見直されておらず、火災報知用サイレンの吹鳴や宿日直員、電話交換職員の役割等が記載されている等、一部現状の体制とあわない個所があり、実効的な防災体制の観点から全面的な見直しが必要である。

③ 危機管理統計とその分析

日常的業務におけるリスクを可能な限り少なくする方策の一つとして、多様なリスクが顕在化して事故やミス、盗難、不祥事に至った場合を危機管理統計として全学的に集めて、その原因、背景を分析することによって再発防止策の策定に役立つ必要がある。現在は、ケースごとに関係部局で処理されているが、これらをリスクの再評価に活用すると共に再発防止の観点から全学的に役立つ仕組みが必要である。

(4) 学外との連携体制の構築

これまでも消火訓練等については、消防署の協力を得て実施されてきているが、地震等の災害の時ににおける地域自治体の防災体制に、大学として避難場所の提供、救命救急医療、ボランティア活動等による地域と連携した対応が必要になる。そのため事前に京都市、宇治市等の関係自治体との間で震災時の対応について協議し、連携協力体制を構築しておくことが必要である。現在も一部教員が専門的な立場から自治体の防災計画に参画しているが、規模の大きい事業所である京都大学として学内の防災体制の整備と共に地域の防災体制に組織的に関わるのが大学の社会的な責任の一つとして求められる。

施設マネジメントに関する監査報告

1. 主な監査項目

- (1) 施設マネジメントへの組織的な取組み状況
- (2) 施設利用実態調査システム（Net-FM システム）の稼働状況
- (3) 質の向上、スペースの有効活用、コスト削減への取組み状況

2. 監査対象部局等 施設・環境部及び農学研究科

3. 監査の方法

- (1) 平成18年11月15日に施設・環境部で施設・環境部長、担当課長等と施設マネジメントに関する全学的な取組状況について面談した。
- (2) 平成18年11月22日に農学研究科で研究科長、事務部長等と部局における施設マネジメントに関する取組状況について面談した。
- (3) 施設マネジメントに関する既存の資料調査

4. 監査結果

(1) 全学的な取組み体制

施設マネジメントは、スペース、クオリティ及びコストについて施設の効率的な活用のために、いわゆる PDCA (Plan (計画)、Do (実行)、Check (評価)、Action (改善)) サイクルを実施することである。本学における施設管理は、使用している部局の権限と責任で実施されているので、部局毎の施設マネジメントと全学レベルの施設マネジメントが重層的に実施される体制になっている。スペースは、大学全体では、国立大学法人等建物基準面積算出表に基づく基準面積と大型機器設置等の加算面積によって必要面積が積算されている。京都大学の現有面積は、必要面積の約85%である。

京都大学では、役員会の諮問に応じるために施設整備委員会が設置され、建築物その他の施設の環境整備の方針等について全学的な検討を行い、同委員会のもとに各キャンパスと歴史的建築物及び町家キャンパスについて専門委員会が設置され具体的な検討・調査を行う体制になっている。同委員会では、これまで概算要求事項の選定の他に桂キャンパス整備に伴う吉田キャンパスの再配置計画の見直しや耐震化推進に取り組んできている。また、担当理事が既存施設の利用状況、問題点の把握について、現地で直接、使用者から意見を聞く試みを行っている。

全学の施設管理に関わる業務は、施設整備については、施設担当理事のもとで施設・環境部が担当し、固定資産としての管理は、財務担当理事のもとで契約・資産事務センターが担当している。

(2) スペース管理の現状

施設の利用状況を把握するために施設実態調査 (Net-FM) システムが平成16年6月から導入されている。このシステムは、キャンパスを総合的・有機的に再配置するために国立学校施設実態調査のデータを基礎にして、施設利用者が利用状況を入力することによって施設管理データベースが作成される。利用情報の入力状況は、平成18年11月現在で41部局

の内26部局が入力済みであるが、全面積で見ると22.5%のデータしか入力されていない。2年半を経てもシステムを構築した本来の目的である効率的な利用へ向けた検討・活用ができる状況に至っていないが、これは、施設マネジメントへの理解が不十分であると共に、システムの具体的な活用方法が明示されていないために利用者によるデータ入力が進んでいないのが一因である。

京都大学では、施設の再配置・有効利用に関する基本方針（平成12年6月建築委員会決定）として、新築、増築に伴って生みだされた面積の20%を全学共用スペースとして、プロジェクト研究等の他、教育・研究に利用することを定めている。これまでその対象建物面積約18万 m^2 のうち約6.3万 m^2 （35%）が全学共用スペースとされている。その約7割が共通スペースとして、また3割が競争的スペースに区分されている。桂インテックセンターのように計画段階から共同研究スペースを設け、そのための利用規程が整備されている施設もあるが、全学的な全学共用スペースに関する利用規程はなく、多くの全学共用スペースは、部局内、複数部局内で利用されているが、その利用状況は公表されていない。

（3）クオリティ管理の現状

施設の安心・安全性向上の観点から耐震補強を中心として地震防災検討会で耐震化推進方針が策定され、補強の必要性の緊急度判定に基づいて整備順位と当面の安全確保の予防対策・避難対策が策定された。また、アスベスト対策は、全学で調査が実施され体育館内の除去をはじめ、飛散の恐れのない建物内についても順次、除去作業が進められている。

キャンパスアメニティ向上計画が策定され百万遍門・幹線道路の整備が行われた。今後も、本部構内全域を対象にしたキャンパス環境を維持するための美化計画が策定中である。

施設の維持管理は、使用する各部局が実施することを原則にして実施されているが、部局の予算規模、事務機能等の制約から維持管理状況について部局間格差がある。

（4）コスト管理の現状

スペースの確保、クオリティの改善には多額の費用を必要とする。建築コストを軽減し、質の高い建物を建設するために、PFI事業による整備や総合評価落札制度が導入されているが、その費用対効果について、今後の維持管理状況を踏まえて有効性を立証していくことが求められる。

点検・保守・清掃等の施設の維持管理のために運営費交付金の中に1 m^2 あたり1,110円—1,440円/年、劣化防止費として1 m^2 あたり500円/年が部局予算に積算されている。PFI方式の場合には、契約に維持管理経費が含まれているので運営費交付金には積算されていない。例えば農学部総合館のPFI方式の場合には、1 m^2 あたり2,400円/年をかけている一方で、部局で施設の維持管理のために使用している費用は、積算分の半分以下しか使用されていない事例があった。

（5）部局における施設マネジメントの実施状況

部局における施設マネジメントの例として今回の監査では農学研究科における実施状況を監査した。

農学研究科では、農学部総合館の改修がPFI方式によって進行中で、現在、6期計画の第3期改修中である。PFI方式は、改修後の清掃等の維持管理費用も含まれているので部局からみて負担が軽減できているが、改修に伴うドラフトチャンバー等の付帯設備の一部が含まれておらず、同じ部屋の中でPFI対象の設備と非対象の設備が混在するため、維持管

理を複雑にしている。改修の進捗に応じて毎年、一時移転をしていることもあり Net-FM システムへの入力着手されていない。

改修建物以外の建物(旧農業簿記研究施設等)の老朽化が著しいため部局で補修しており、施設整備費でアスベスト除去を進めている。

農学・生命科学研究棟は、新設建物であり、20%を全学共同利用スペースとして利用することになっているが、現在、環境制御温室として農学・生命科学共用の恒久的設備が設置され、利用されている。こうした複数の部局が利用する建物の維持管理については、共通スペースの利用も含めて両部局で組織的な対応を検討中である。また宇治キャンパスに分散している農学研究科のスペースの吉田地区への統合、高槻の附属農場の移転等について部局で検討が進められている。

5. 監査に基づく意見

(1) 施設マネジメントへの共通理解

施設マネジメントが機能するには、使用している教育・研究・医療の現場でスペース、クオリティ、コストの視点から施設の現状における問題点を具体的に把握することが出発点である。それをもとに改善計画の立案、実行、評価、計画の見直しといわゆるPDCAサイクルを動かすことになる。

各部局の整備率(保有面積/必要面積)には、組織の新設・再編に伴って部局間で大きな格差があり、部局における施設管理が原則であっても、全学的な部局間の調整や再配分に取り組む必要がある。このため国立学校建物基準面積算出表に準じた必要面積の算出方式や加算面積の考え方及び必要面積を超えて使用する場合の負担方法について施設整備委員会で検討が開始されており、その成果が期待される。その際、こうした方針や加算面積の算定方法等の基本的な考え方について全学的な共通理解を事前に持つ必要がある。

現状調査のために導入されている施設実態調査(Net-FM)システムへの利用者入力が進んでいない現状について、利用目的が曖昧なこともその一因であるので、利用実態を踏まえて部局における研究室間のスペースの不均衡是正、施設の整備率を全学レベルで是正するのに活用する等を共通した理解として一層の活用を図る必要がある。

(2) 全学共用スペースの活用方法の見直し

全学共用スペースの約70%は、共通スペースとして複数部局が使用するスペースやラウンジ等の不特定の利用者に使用されている。残りは、競争的スペースとして、その建物を利用している部局内または部局間で一定のルールで利用者を決めている状況にある。

こうした全学共用スペースの利用については、全学で運用できるような仕組みとその規程を施設整備委員会等で検討する必要がある。

(3) 施設の維持管理方式の見直し

施設は、適切な点検・保守・清掃が実施されて質を維持することができるが、積算されている維持管理費が部局予算総枠の制約等のために、積算額がそのまま、施設維持に使用できないか、または使用されていない状況にある。維持管理は原則として部局で行うことになっているが、全学経費で行う維持管理との基準が明確にしにくいこと、複数部局が使用する建物が増加し、建物の一体的な維持管理が求められること、また施設維持費を効果的・効率的に使用するために、これまでの部局ごとの維持管理から一部または全部を全学的に維持管理する仕組みの有効性を検討する必要がある。

(4) 施設マネジメントに係る内部統制の改善

全学的な施設マネジメントは、総長の付託の下に施設担当の理事を置き、事務組織として施設・環境部が実務を担当している。さらに各固定資産管理単位(部局)に管理者を置いて、担当施設の管理と有効活用をする責任と権限を付託している。こうした責任と権限を委譲することは、業務の効率化と迅速性を高めるためにも施設マネジメントに限らず必要な機能である。しかしながら、経営者レベル(担当理事、役員会)、管理者レベル(部局長)、担当者レベル(施設・環境部、使用者)間で相互に情報の共有、モニタリング活動が十分でないため、部局内の施設や全学共用スペースの利用状況、維持管理の実施状況や課題が十分把握されておらず、その改善に向けた方針や作業が適切に部局や役員レベルに伝わっていない状況が見られる。

京都大学会計職務権限規程でも決裁権限を下位者に委譲しても上位者の全般的な責任は免れないとし、権限を委譲された者は行使した結果について委譲者に報告する必要があるとしている。施設管理業務に関して業務の適正確保、内部統制の観点から全学的な施設マネジメントが各レベルで一元的に機能するように、各レベル間で一層の情報の共有とコミュニケーション、モニタリング活動が必要である。

産学連携・知的財産管理に関する監査報告

1. 主な監査項目

- (1) 産学連携・知的財産管理への組織的取組状況
- (2) 産学連携・知的財産管理に係る財務状況

2. 監査対象部局

国際イノベーション機構、国際融合創造センター、研究推進部及び医学研究科

3. 監査の方法

- (1) 平成19年1月17日に医学研究科で「医学領域」産学連携推進副機構長、事務部長等の担当者と部局における産学連携・知的財産管理への取組状況の現状と課題について面談した。
- (2) 平成19年1月19日に国際イノベーション機構長、研究推進部長等の担当者と全学的な産学連携・知的財産管理について面談した。
- (3) 平成19年1月29日に国際融合創造センター長と産学連携について面談した。
- (4) 産学連携・知的財産管理に関する既存資料の調査

4. 監査結果

4. 1 全学的な取組状況

(1) これまでの経緯と組織

大学における産学連携・知的財産管理に関する活動は、国の政策として法整備と各種支援制度が、急速に拡充・進展してきた。京都大学における組織的な取組みもこれらの動きに対応・連携しつつ、組織が整備されてきた。同時に活動の基本方針として2003年12月に「知的財産ポリシー」、2004年3月に「産学官連携ポリシー」を定め、2007年4月に産学連携に係る利益相反ポリシーを定める予定である。

1996年のベンチャー・ビジネス・ラボラトリーが設置されたのに続いて、2001年の国際融合創造センター、2003年の知的財産企画室、2005年にスーパー連携室が設置された。また事務組織として研究・国際部（2006年に研究推進部に改組）が整備されてきた。さらにこうした産学連携に係る諸組織を一元化して、全学的な産学連携活動を推進し、支援する組織として国際イノベーション機構が2005年に設立された。同機構には、国際融合創造センターの融合部門が産学官連携推進部として加わり、ベンチャー・ビジネス・ラボラトリー、知的財産部、スーパー連携室の4つのサブ組織から構成されている。事務機能として研究推進部の産学官連携課が知的財産部及び産学官連携推進部の事務の一部を、工学研究科事務部がベンチャー・ビジネス・ラボラトリー及び産学官連携推進部の事務を一部分担している。

また国際イノベーション機構と連携しつつ、医学領域（医学、薬学、生命科学、ウイルス研等）を対象にした「医学領域」産学連携推進機構が2004年に設置された。

(2) 活動状況、経費、人員

具体的な活動状況は、2005年度でみると①特許出願件数、国内329件、海外214件 ②技術移転収入約2200万円 ③機構内の共同研究・受託研究の成約20件、5. 1

億円（全学で共同研究約500件、受託研究約700件、計115億円）④研究成果の公表
⑤学内外で広報・啓蒙活動 ⑥技術相談活動等を活発に行っている。また、これまで65社の京大発のベンチャー企業が設立された。

こうした知的財産及び産学連携推進に係る経費は、収入として全学の共同研究費契約のオーバーヘッド10%（年間約1.4億円）、各種プロジェクト経費及びライセンス料等の合計約3.4億円、支出として特許費用約1.7億円、人件費1.1億円（定員内教職員経費は除く）、事務費等約0.6億円を費やしている。この他、国際融合創造センター及びベンチャー・ビジネス・ラボラトリーに配分される運営費交付金を活動経費、施設維持管理等に費やしている。機構業務に関わる人員は、定員内教員9名、任期付研究員15名、パートタイム職員等26名の合計50名及び研究推進部産学官連携課職員8名（事務所補佐員3名）で運営されている。

機構内の組織別には、産学官連携推進部に国際融合創造センターの融合部門（教授4名、助教授2名）が機構に加わっているが、知的財産部は、任期付研究員15名、事務補佐員9名、顧問契約者4名、派遣職員3名で構成され、本部・吉田拠点、桂、宇治、医学領域、情報メディアの各拠点に配置されているが、定員化された教職員はいない。ベンチャー・ビジネス・ラボラトリーには期限付き定員による助教授枠1名（平成21年度まで）、講師枠1名、助手枠1名（平成19年度まで）が配置されている。

このように国際イノベーション機構は、組織、人員、資金共に複合的であり、組織運営が一元的に行われる状況にない。また機構長が知的財産部、ベンチャー・ビジネス・ラボラトリー、スーパー連携室の長を兼ねており、組織の継続性、安定性、内部統制の観点から課題がある。これには、国のプロジェクト的な施策に伴って整備・拡大が時限的に実施されてきたことが背景としてある。また組織名称について学内では理解されているとしても学外からは、国際イノベーション機構と国際融合創造センターの違いとその関係、機構内組織の各部門の名称も産学官連携推進部、スーパー連携室、産学官連携課等について機能分担をイメージしにくい。

4.2 「医学領域」産学連携推進機構

部局を越えて医学領域における知財の発掘・集積、技術移転、ベンチャー設立・運営するために「医学領域」産学連携推進機構が設立されている。同機構内には産学連携オフィスとインキュベーション・プラザがある。同機構は、(社)芝蘭会との間で産学情報交流事業を連携して活動している。活動しているスタッフは、国際イノベーション機構知的財産部のサブ拠点として5名（研究員2名、職員3名）、機構職員として3名（研究員1名、職員2名）、産学情報交流事業のために芝蘭会から支援された3名（客員助教授1名、研究員1名、職員1名）が配置されている。さらに医学研究科社会健康医学専攻知的財産経営学コース（科学技術振興調整経費によるプロジェクト）の教員（教授1名、助教授1名、講師1名、助手1名）及び職員2名が教育業務、制度設計支援等を行っている。要している経費は、国際イノベーション機構知的財産本部整備事業費、科学技術振興調整費、外部資金及び部局経費で行われており、総額は、国際イノベーション機構負担分を除いて年間約1億円である。

具体的な活動として、共同研究の仲介、研究成果物の移転に伴う契約及び特許申請等であるが、そのなかで成果移転に伴う件数は、年間約400件（内、海外との契約が約300件）ある他、各種セミナー、人材育成、事業化支援等を行っている。

同機構は、HP上で積極的に情報発信を行っており、関係教員のシーズを公開している他、機構の機能と窓口を明示しており、外から見て分かりやすい構成になっている。部局又は複

数部局間領域で行う産学連携推進組織の一つの先行モデルといえるが、一部部局への経費負担に偏りが見られる。また、国際イノベーション機構と同様に有期雇用教職員が多く、組織の継続性や数多い海外との契約業務に学内事務が対応できていない等の課題を抱えている。

5. 監査に基づく意見

(1) 産学連携推進組織の再編の必要性

京都大学産学官連携ポリシーにあるように窓口の一本化、オープン性や責任を明確にした全学的な支援・推進体制になっているかについて国際イノベーション機構、国際融合創造センター及び関連する事務組織の関係を見直し、組織内の業務、人事及び資金管理が一元的に行われるように再構築する必要がある。

産学連携に関わる組織は、研究活動のPDCAサイクルのうち特にC（検証、評価）、A（活用、見直し）の段階で機能する必要がある。そのために検討すべき点は、産業界とのリエゾン機能や知財管理機能を強化し、京都大学における広汎な学問領域と分散しているキャンパスに対応できるような組織化である。例えば医学領域で実施されているような学問分野別の拠点群を形成するのが適切でないか。また外から産学連携用のシーズが見えるように学問分野ごとの研究活動情報（研究データベース）を公表する仕組みを併せて検討する必要がある。そして知財管理等に伴う事務機能の共通部分は、一元化して効率化を目指す組織化を図るべきである。

(2) 産学連携推進のための基盤的人員と経費

現在、学内で産学連携推進に関わる教職員の多くが、有期雇用であり組織の安定性、責任体制、業務の継続性の観点から問題がある。少なくとも基盤となる人員と経費は、全学的組織として整備する必要がある。特に、平成20年3月には、知財本部整備事業費及びスーパー産学連携本部補助金が終了する予定であり、同種のプロジェクトが新たに設けられる可能性はあるものの、産学連携推進のための基盤部分の人員については、常勤教職員（いわゆる定員）を適正配置する必要がある。その際、自身の研究活動よりも産学連携に関する活動が必要となることから教員と職員の間間的な専門職として導入することを検討する必要がある。また経費は、現行の産学官連携推進経費（共同研究費の10%のオーバーヘッド分）や受託研究に伴う間接経費の一層の透明性と有効活用を図るべきである。

(3) 有期雇用教職員の処遇改善

産学連携に係る業務の多くの活動が有期雇用教職員で維持されている。経費の変動及び人事の流動性の観点から有期雇用教職員の雇用は不可欠であるが、その処遇は見直す必要がある。有期雇用教職員の月額報酬は、定員内教職員と同一の算定方式によるが、現行の退職金の算定方式は、短期雇用者にとって不利なものであり、産学連携等の専門職への年俸制の導入等、新たな人事制度の枠組みを検討するべきである。

(4) 特許の取り扱い方式の見直し

京都大学の平成18年度までの特許の出願数は国内1095件、外国569件、その内、特許として現在保有している件数は、国内に82件、外国23件である。平成17年度の出願件数は、国内329件、外国214件である。

国内の特許出願・審査料等は、平成19年3月までは免除され、海外申請については科学技術振興機構から出願支援経費があるものの、その後の申請及び特許の維持については、法人負担になる。特許は、ある種の先行投資であるとはいえ、必要とする経費を勘案しつつ、法人として保有する特許を精選する仕組みを構築する必要がある。また特許に伴う紛争等のリスクについて予め検討しておく必要がある。

平成16年度及び平成17年度監事監査で述べた 監事意見への対応状況に関する監査報告

1. 主な監査項目

- (1) 平成16年度及び平成17年度監事監査に基づく意見に対する対応状況
- (2) 実施上の課題

2. 監査対象部局

経営企画本部及び教育研究推進本部の各部、秘書・広報室、理学研究科、医学部附属病院、フィールド科学教育研究センター

3. 監査の方法

平成17年度の監事監査に基づいて監事意見として指摘した5つの事項、21項目についてその後の対応状況を監査室と連携して延べ31の部局及び部課センター等(以下担当部署)へ書面照会により調査した。担当部署ごとの取組状況について、取組状況の概要を基に①実施済 ②一部実施又は実施予定 ③検討中 ④未実施に分類した。なお実施内容が不明確な事項については再照会して確認した。

4. 監査の結果

(1) 対応状況の概要

過年度に指摘した事項への対応状況を以下に要約した。()内は、対応状況を◎：実施済 ○：一部実施または実施予定 △：検討中 ×：未実施の記号で示す。複数部局で対応している項目は、記号の後に対応部署数を表示している。

意見1 平成16年度監事監査に基づく主な意見への継続した対応状況

- (1) 学生の学内雇用機会の創出 (○2)
- (2) 学生自習室、学生寮の整備等の学生支援の促進 (△)
- (3) 事務組織改革・業務見直しに伴う内部統制・リスク管理体制の強化 (◎1、○2、△3)
- (4) 業務改革の事後評価のために定量的な指標を導入すること (○)
- (5) 職員の業務に対するモチベーションを高めるような人事制度、人事政策の導入 (◎)
- (6) 業務費、一般管理費のみならず、科学研究費、外部資金等を含めた大学活動に使用する経費の執行状況の把握と見直し (◎)

意見2 アドミッション・ポリシーに応じた入学者選抜への具体策の実施

- ① アドミッション・ポリシーの周知方法の改善 (◎)
- ② アドミッション・ポリシーに基づく新しい入試枠の検討及び実施 (△)

意見3 遠隔地施設における業務上の課題の改善

- ① 遠隔地施設における活動に関する広報の強化 (◎)
- ② 一部遊休施設の有効活用を図るための方策 (△)

- ③ 海外拠点の法的位置付け (△)
- ④ 戦略的な海外拠点計画 (△)
- ⑤ フィールド教育の拡充と学生支援策 (△、×)
- ⑥ フィールド教育へのインセンティブのある予算配分 (◎)
- ⑦ フィールド教育に関わる教職員の処遇改善 (△)
- ⑧ 教職員用宿舎の学生利用への開放 (△)
- ⑨ 会議開催数の縮減と業務連絡の効率化 (○1、△2、×1)

意見4 環境保全及び安全管理業務の実効性向上

- ① 化学物質管理システム利用状況の検証の継続 (◎)
- ② 環境マネジメントへの積極的な取組 (△)

意見5 個人情報保護への全学的な理解の促進

- ① 個人情報保護に対する担当者の理解・認識の促進 (△)
- ② パソコン等における個人情報の取り扱いの運用マニュアルの必要性 (△)

この結果、担当部署の延べ取組項目31項目のうち、実施済みは7項目(23%)、一部実施又は実施予定が6項目(19%)、検討中16項目(52%)、未実施2項目(6%)である。平成16年度に指摘した事項を含めて殆どすべての項目について着手され、改善が進行中であるが、検討中の課題が多く改善業務のスピードアップが求められる。

(2) 実施上の課題

検討中や未実施の項目には、大別すると以下のような課題が提起された。

- ① 学生寮整備へ学生との協議が不調
- ② フィールド教育の拡充のための人、予算、施設上の制約
- ③ 国立大学法人法の出資上の制約のため海外活動拠点への法人格取得の困難さ及び国外法上の制約
- ④ 環境マネジメント、研究支援業務等への専門的な人材確保の必要性
- ⑤ 会議等の開催数の縮減、諸委員会の統廃合は、学内合意形成の仕組みに関わり、容易でない
- ⑥ リスクの内容に応じた担当部課の不明確さと複数部課が関わる事案への統一的な対応不足

5. 監査に基づく意見

(1) 課題解決への道筋の明確化

過年度に指摘した事項の内、すべての項目について改善へ向けた取組がなされ、ほぼ半数の項目について、実施又は一部実施されており、業務改善へのPDCAサイクルが動きつつあるものとして評価できる。ただ担当部署別に見ると1年を経てなお検討中の事項が多い。実施上の課題を担当部署内で解決できるのか、他の部署との連携や全学的な対応が必要なのか等の課題解決への道筋を明らかにする必要がある。またすでに取り組んで実施した結果についても評価・見直しも引き続き行い、新たな課題発見・改善への取組が期待される。

(2) 課題解決へのスピードアップ

業務改善を実施する際や実施途上で何が問題なのかを組織の上下や横断的に共有し、組織として課題解決への仕組みとスピードアップが必要である。職員のモチベーションを高めるためにグループ長以上を対象に目標管理制度が導入されたが、法人としての中期計画、中期目標に基く各部署の業務目標と個々人の業務目標を具体的に関連づけて課題をどのグループ

が何時までにどのように取り組むかを明らかにして課題解決へのスピードアップを図る必要がある。

(3) 具体的な企画・提案の必要性

指摘した事項を実施するには人及び資金を必要とされる案件が多いが、平成19年度予算編成方針で戦略的・重点的に配分する経費枠が設けられ、新規事業の提案が可能になっているので担当部署からの具体的な企画・提案が期待される。特に、学生支援経費が明記されており、例えばフィールド教育支援に特化した学生奨学制度など担当部署から具体的な支援策の提案が必要である。

(4) 柔軟な学生雇用制度の実現

平成16年度及び17年度に指摘した学生の学内雇用の促進は、短期的なアルバイト雇用の他、TA（教育助手）、RA（研究助手）に準じて時間雇用職員として事務業務に雇用する制度が平成19年4月から導入されるが、学生の立場に配慮した柔軟な制度設計と運用が望まれる。

おわりに

本年度は、国立大学が法人化された3年目であり、大学内の業務は新しい仕組みの過渡的な段階から実績を積み上げている段階の年度である。監事業務も試行的な監査から実効的な監査を目指して監査方法、報告方法等に改善を加えた。すなわち重点テーマを月ごとに定め、テーマごとに監査内容の精度を高め、それに基づく監査意見への迅速な対応を求めて監事レポートとして学内外に報告した。定期監査では大学業務全般について年間の活動状況をモニターして年度末に担当理事、部局等にヒアリングして、監事レポートと合わせて平成18年度監事監査に関する報告書として取りまとめた。

臨時監査として実施した国際交流、学生支援、環境マネジメント、危機管理、施設マネジメント、産学連携等はいずれも全学的な課題として、国立大学法人京都大学中期目標、中期計画及び年度計画に記載されている項目である。これらは中期計画年度の過半を過ぎて検討中から具体的な成果が求められる業務であり、各担当理事の下で業務の実施、改善・改革が進行している。しかしながら、実地に業務を調査すると当然のことながら進捗の程度に違いがあり、一層のスピードアップが求められるものやまた新たな課題も生じている。その具体については監査結果を意見として提起した。

監事意見として指摘した環境安全保健機構の機能拡充、産学連携組織の再構築や学生の事務業務への学内雇用制度の発足などについてすでに具体化が進みつつある。また過年度に指摘した事項のほぼ半数は、実施または一部実施されたほか、2006－2009京都大学アクションプランの中で実施が予定されている。

このように京都大学では、経営陣が問題意識を強め、監事意見へも積極的に取組んでおり、いわゆるPDCAサイクルが循環しつつある。その途上で引き続き本報告書が大学業務の改善・改革に役立つことを強く願っている。

本年度の監事監査の実施にあたっては、監査対象部局及び監査室の全面的な協力があつたことを記して感謝したい。